

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和3年1月25日(月) 午後1時30分～午後3時00分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 林田 佐知雄	2 番 森田 誠	3 番 三坂 登
4 番 泓 純隆	5 番 富永 政光	6 番 迎 幸枝	7 番 中山 久嗣
8 番 江口 庄平	9 番 出口 照雄	10 番 山口 義範	11 番 清心 美由紀
12 番 俵坂 和則	13 番 宮脇 喜八郎		

事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎

書記 谷口 恵祐・竹下 由紀子・藤川 空

3. 議事録署名委員の指名について
4. 議事
 - (1) 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第32号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第33号 農用地利用集積計画の策定について
 - (4) 議案第34号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について
5. 農地等の生前一括贈与に伴う贈与税及び不動産取得税の納税猶予に係る適格認定について
6. 次回総会開催予定日：令和3年2月25日(木)
7. その他

事務局	ただいまから令和 2 年度第 10 回目となります東彼杵町農業委員会 1 月期の定期総会を開催いたします。
議長	(挨拶) 本日の議事録署名人は 4 番の泓委員さんと 5 番の富永委員さんをお願いしたいと思います。では早速議事にはいらさせていただきます。議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 3 年 1 月 25 日提出。東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。当該農地は三根郷の田 1 筆、268 m ² となっております。有償による所有権の移転です。
議長	ありがとうございます。地元委員の森田委員さん何かありませんか。
森田委員	2 番森田です。なかなか管理ができないということで、売買したということがございます。作付けの関係者は今まで通り進行するというので、何も問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。皆さんから質疑を受けたいと思いますが何かありましたらよろしくお願いします。何もないようでしたら許可するというのでよろしいでしょうか。 「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。それでは、許可することとして次に進めたいと思います。議案第 32 号農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 32 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 3 年 1 月 25 日提出。東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。 申請番号 1 の当該農地は、菅無田郷の田 7 筆、畑 3 筆、合計 10 筆となっております。新幹線建設に係る作業用地の一時転用の延長となります。利用計画は変更なく前回の内容での延長となります。
議長	ありがとうございました。本日、現地調査を行っております。今日は、森田委員さん

	<p>と三坂委員さんに現地調査担当委員ということで、全行程来ていただきましたけど、今の議題につきましては地元の中尾推進委員さんと松野推進委員さんに同席していただいております。特にこの件につきましては、中尾推進委員さんが地元ということでまずは中尾推進委員さんから補足等ありましたらお願いします。</p>
中尾推進委員	<p>中尾です。午前中に立ち会いまして、新幹線の工事に伴う一時転用でございまして、継続ということで、受け人の方が変わるだけで内容的には変わらないので、問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本日の調査担当委員さん、または松野推進委員さん、何か補足がありましたらお受けしますが何もないですか。</p> <p>今、中尾推進委員さんから説明があったとおりで、また近辺に関わる畑、土地を借りているところも、一緒の継続もあるのではないかとということで、そこは事務局の方で確認するというところでございます。そういうことですが、皆様方から質疑を受けたいと思いますが、何かご質問等ございましたらお受けしますが何もないでしょうか。何もないようでしたら許可相当としてよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは許可相当ということで県のほうへ進達していきたいと思えます。</p> <p>引き続きまして、申請番号2について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>12 ページからになります。同じく新幹線の転用で、一時転用での工期の延長でございます。場所が八反田郷の田6筆、畑1筆、合計7筆で7219㎡となっています。こちらは一部建物が減りますが、仮設トンネルの埋設等の土砂の仮置き場に利用するため面積に変更ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ここも現地調査担当委員さん二名と地元委員の山口委員さんと森推進委員さんに立ち会いいただいております。地元の山口委員さんのほうが詳しいかと思えますので補足等をお願いします。</p>
山口委員	<p>10番山口です。新幹線工事の始まる当初から継続できています場所ですので別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。その他、森推進委員さんはじめ、現地担当委員さんから補</p>

	<p>足等ありましたらお願いしたいと思います。それでは皆様方から質疑等ありましたらお受けしますけれども何か質問等ございませんでしょうか。ないようでしたら許可相当ということでよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>それでは許可相当ということで県の方へ進達したいと思います。引き続きまして議案第 33 号、農用地利用集積計画の策定について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 33 号、基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。令和 3 年 2 月 1 日広告予定。東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。申請番号 1 ですが、これは賃借権の設定になります。当該農地は千綿宿郷の畑 1 筆で 906 m²となっております。</p>
議長	<p>基盤強化法の賃借権の申請番号 1 につきまして、話を聞かれた方などがいましたらご説明頂ければとおもいますが、この件に関しましてご質問等ありましたらよろしくお願ひします。ないようでしたら決定ということでよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。続きまして、中間管理機構を通した賃借権について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、中間管理機構を通した賃借権の設定でございます。申請番号 1 は、三根郷の田 3 筆で 4790 m²となっております。申請番号 2 は、使用貸借になります。当該農地は、八反田郷と瀬戸郷の田 3 筆で 4186 m²となっております。申請番号 3 は、三根郷の田 1 筆で、850 m²となっております。申請番号 4 は、三根郷の田 1 筆で 305 m²となっております。こちらは使用貸借となっております。申請番号 5 は、三根郷の田 1 筆で 2483 m²となっております。こちらにも使用貸借となっております。機構転貸の申請番号 1 の当該農地は彼杵宿郷と菅無田郷と千綿宿郷の畑 3 筆で 5631 m²となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。事務局のほうから説明をいただきましたけれども、この件に関しまして皆様方から補足やご質問などございましたらお受けしますけれども、何かないですか。ないようでしたら承認決定ということでよろしいでしょうか。</p>

議長	<p>「異議なし」の声</p> <p>ありがとうございます。それでは決定ということで次に進みたいと思います。続きまして、議案第 34 号、農業振興地域整備計画変更に対する意見について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 34 号、農業振興地域内の整備に関する法律に基づく東彼杵町農業振興地域整備計画変更に対する意見について、標記の件について、農業振興地域の整備に関する法律第 13 号第 4 項の規定に基づき、東彼杵町長より令和 3 年 1 月 13 日付け 2 東彼農第 214 号により申し出がありましたので、審議願います。令和 3 年 1 月 25 日。東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。すべて除外でございます。蕪郷の田、1026 ㎡。木場郷の田、251 ㎡。蕪郷の田、504 ㎡。蕪郷の畑、481 ㎡。蕪郷の田、721 ㎡。蕪郷の田、855 ㎡。蕪郷の田、1324 ㎡。蕪郷の畑、149 ㎡。蕪郷の田、1357 ㎡となっております。変更理由としましては、非農地判断による除外となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。今事務局から説明がありましたが、この件に関しまして皆様方からご意見・ご質問を受けたいと思いますが、なにかございましたらお願いしたいと思います。</p>
事務局長	<p>それでは補足をさせていただきたいと思います。農業振興地域の整備に関する法律ということで、町のほうで管理している、いわゆる農業振興地域。そこについては基本的に 10 年ぐらいを目安に町が地域を設定していかなければならないと。基本的に東彼杵町は町内ほとんどを農業振興地域に指定しているのですが、そのなかでも農振農用地という制度があって、農振農用地については将来とも農業として使わなければいけない都市ということで町が指定しています。それで今回ここに上がっているのは、農振法に基づいて、もし編入や除外をする場合は農業委員会の意見を聞かなければいけない。ほかにも農協の意見も聞かなければいけない。そういうことでいくつか変更する場合には異議申し立ての場を設けないといけないということで、意味合いとしては、この土地を取ることによって地域全体の農業振興に影響があるかというのを今ここで議論してもらおうということであります。農業振興地域の中に指定されると、補助事業などのメリットがあります。そういったところも通常は考えるのですが、ちょうど夏の現地調査の際に変更理由の中に非農地判断による除外ということで、地目としては農業委員会としてはもう農地はないですよ。と言っているようなものです。それを認めたらうで除外しても農業振興地域内に指定することはいいですよ。農地ではなくても、農振農用地のなかには入れてもいい。という話にはなっています。いずれまた農地に返さないといけない場所もあるかもしれないということで、農振農用</p>

	<p>地から外すけれども、農振地域としては指定していてもいいと。今回については、将来的にも農地として管理する予定はないということで考えられておりました、実際、農業委員さんの現地の判断でも非農地判断ということで今回農業委員会の意見を求められております。それで、この農業委員会の判断がなされると町のほうにほかの機関からもこれに対する意見がでてきて、最終的に町のほうが農振から除外と決定すると広告をして、農振地域から外れるという流れになります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆様方からご意見・ご質問等ございましたらお願いします。</p>
7 番中山委員	<p>7 番中山です。いつも出てくる写真はだいたい 25 年ぐらいの写真が出てくる訳ですか。</p>
事務局長	<p>そうですね、航空写真を本当は取り直したいのですが、1000 万から 2000 万ぐらいかかって、この時も県が撮った写真をもっていて。本来なら新幹線も通ることだし、綺麗な航空写真を撮りたいのですが間に合わないということで、もし予算がうまくいけば取り直したいとおもっています。</p>
議長	<p>そのほか質問等ございませんか。ないようでしたら承認するというのでよろしいでしょうか。</p>
	<p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。議事のほうは以上になりますが、次に 5 番の農地等の生前一括贈与に伴う贈与税及び不動産取得税の納税猶予に係る適格認定について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回三人の方の現況をお聞きしたいと思っております。農地等の生前一括贈与税及び不動産所得税の納税猶予に係る適格認定について、標記の件について、納税猶予の適格を有しているか確認をお願いします。令和 3 年 1 月 25 日。東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。三名とも農業もされており特に問題はないかと思っておりますでしょうか。</p>
	<p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。以上で今月の農業委員会総会を終了します。</p>